

八千代市 パートナーシップ・ ファミリーシップ 届出制度

誰もが活躍でき、尊重されるまち “やちよ” を目指して

八千代市パートナーシップ・ ファミリーシップ届出制度とは

お互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを約束したお二人が、パートナーシップの関係にあることを、市に届け出る制度です。同性・異性（同性カップル・事実婚等）は問いません。また、お二人にお子さんがある場合、あわせてファミリーシップの届出もできます。

この制度は、婚姻制度とは異なり、相続や税の控除などの法令上の効力が生じるものではありませんが、誰もが大切なパートナーや家族と一緒に自分らしく暮らしていけるよう、市が応援するものです。

令和7年4月から
スタートします

● パートナーシップ

互いを人生のパートナーとし、日常生活において対等な立場で経済面、生活面及び精神面で互いに責任を持って協力し合うことを約束した二人の関係をいいます。

● ファミリーシップ

パートナーシップにある二人の、その双方または一方の未成年の子を家族として生活する関係をいいます。



▲男女共同参画センターオリジナル
キャラクター「ナイスさんかく」



誰もが暮らしやすいまちへ

市民・事業者の皆さまの
ご協力をお願いします

多様性への理解が進み、誰もが自分らしく過ごしていける社会の実現を目指すことは、すべての人にとって、意義のあることです。制度の趣旨をご理解いただき、本制度を活用できる場を増やしていくために、皆さまのご協力をお願いします。

● 制度の対象となる方々の困りごと

▶自分たちの関係を周りの人に説明しにくい ▶同性カップルだと住宅が借りにくい ▶パートナーに万が一のことがあっても親族として扱われない

届出の方法をお知らせします



【届出要件】

- 届出する方は次の要件をすべて満たす必要があります
- 成年であること
- 八千代市民であること、または3か月以内に八千代市内に転入予定であること
- 配偶者がいないこと
- 他の人とパートナーシップ・ファミリーシップの関係にないこと
- 届出しようとする者同士が近親者ではないこと
- ファミリーシップを届出する場合は、未成年のお子さんがいること

【必要書類】

- 主な必要書類を記載しています。詳しくはホームページをご覧ください。
 - パートナーシップ・ファミリーシップ届出書
 - 住民票の写し
 - 戸籍全部事項証明書等
 - 運転免許証等、顔写真付きの本人確認書類
- ※お二人のうち、どちらもお住まいでない場合は転入できる書類を提出してください。



【届出の流れ】

1 届出日の予約

届出日の原則7日前(土曜・日曜・祝日及び年未年始を除く)までに、電話またはメールで予約してください。

【予約受付時間】

- 電話：午前9時～午後5時(土曜・日曜・祝日及び年未年始を除く)
- メール：24時間受付。3日以内に返信がない場合は、ご連絡ください。

2 届出書の提出

予約した日時に必要書類を持って、八千代市男女共同参画センターへお越しください。職員が本人確認を行い、必要書類や届出要件を満たしているかなどを確認します。
※必ずお二人でお越しください。

3 届出受理証明書等の交付

届出受理証明書と証明カードを交付します。
※届出書を提出いただいたから、1週間程度お時間をいただきます。郵送希望の場合は角2封筒(切手貼付)等をご用意ください。



証明書はこんな感じなんだね



【受理証明書イメージ】



【受理証明カードイメージ】

【予約・お問い合わせ】

八千代市男女共同参画センター

〒276-0033 八千代市八千代台南1-11-6

電話 047(485)7088

FAX 047(485)7398

メール danjo@city.yachiyo.chiba.jp

詳しくはこちらから



八千代市ホームページ
<https://www.city.yachiyo.lg.jp/soshiki/3/61230.html>

